

県外からの福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業

福島県外に居住する方（県外避難等により福島県内に住所を有しながら福島県外に居住する方を含む。）で、福島県の相双地域等（相馬市・南相馬市・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯舘村・いわき市・田村市）の介護保険施設等（※）に就職しようとする方に対して、介護職員初任者研修等の研修受講料及び就職準備金の貸付を行います。

※「介護保険施設等」とは次のとおりです。

介護保険法に規定する介護保険施設（介護予防）、居宅サービス事業所（介護予防）、地域密着型サービス事業所、老人福祉法に規定する老人福祉施設で介護職員が義務付けられている施設、事業所、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する施設・事業所で介護給付を受給するサービスを提供し介護職員を要する施設・事業所。ただし、公的機関を除く。

1. 貸付対象者【正規職員及び非正規職員（アルバイト勤務のみ）として採用され、就職する方が対象】
福島県外に居住する方で、福島県の相双地域等に所在する介護保険施設等で介護等の業務に従事することが内定している方（就職が内定している方）
2. 貸付条件
 - (1) 資格が無い方が就労する場合
就労後、介護職員初任者研修を受講することが条件となります。
 - (2) 資格が有る（介護福祉士、介護職員初任者研修修了等）方が就労する場合
就労後、福島県が別に定める研修を受講することが条件となります。
3. 貸付金額
 - (1) 研修受講料 15万円以内
 - (2) 就職準備金 30万円
4. 貸付利子 無利子（ただし、期限までに返還されない場合の延滞利子は14.5%）
5. 返還免除要件（次の要件で貸付金額が全額返還免除となります）
 - (1) 研修受講料 就労した介護保険施設等で2年の継続勤務
 - (2) 就職準備金 就労した介護保険施設等で1年の継続勤務
6. 申請方法
就職（内定）した介護保険施設等を経由して、福島県社会福祉協議会に申請書類を提出していただきます。（連帯保証人必要）

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 人材研修課

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 電話 024-526-0045

ホームページは「福島県社会福祉協議会」⇒「3 福祉の職場・資格を目指す皆様」

⇒「今、福島の福祉にあなたの力が必要です」

